

「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令案」の概要

1. 背景

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号。以下「法」という。)に基づく環境影響評価の具体的な項目や手法の選定方法等については、全事業種に共通する基本となる考え方を定めた環境影響評価の基本的事項(平成9年環境庁告示第87号。以下「基本的事項」という。)を環境省が告示し、これを踏まえ、主務大臣が事業種ごとに事業特性等を勘案して主務省令を定めることとされている。

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成23年法律第27号)により、計画段階環境配慮書手続や環境保全措置等の公表等の手続等が新設され、また前回改正(平成17年3月30日)から見直し期間である5年が経過したことから、平成24年4月2日に基本的事項が改正された。これらの改正内容を踏まえ、法の対象事業の一つである廃棄物の最終処分場に係る主務省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令)に、廃棄物の最終処分場事業に係る計画段階環境配慮書手続に係る省令事項等を新たに加える等のための改正を行う必要がある。

2. 改正案の内容

(1) 計画段階配慮事項の検討を行うべき段階

(法第3条の2第1項関係) <新規追加>

- 計画段階配慮事項の検討は、事業の位置若しくは規模又は建造物等の配置若しくは構造を検討する段階に行う。

(2) 計画段階配慮事項の選定等指針(法第3条の2第3項関係) <新規追加>

- 事業の位置若しくは規模又は建造物等の配置若しくは構造に関する適切な複数案(以下「位置等に関する複数案」という。)を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は理由を明記する。また、位置等に関する複数案を設定する場合は、位置又は規模に関する複数案を優先するよう努める。
- 代替事業により廃棄物の適正な処分が確保される等、事業を実施しない案を含めた検討が現実的である場合は、これを位置等に関する複数案に含めるよう努める。そうでない場合はその旨を明らかにするよう努める。
- 計画段階配慮事項は、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、事業の実施(工事の実施、土地又は工作物の存在及び状態、並びに当該土地又は工作物において最終処分場の廃止までの間に行われることが予定される事業活動その他の人の活動)に伴って重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定する。

- 計画段階配慮事項を選定するに当たっては、事業特性に応じて影響要因を適切に区分し、当該影響要因ごとに検討する。また、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を開示することに加えて、当該専門家等の所属の属性を開示するよう努めることとする。
- 「生態系」に関する調査・予測・評価の手法選定に当たっては、重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握できるようにすること。（「生態系」以外の環境要素に関する手法選定は、基本的に方法書以降の手續に同じ。）
- 調査は、原則として既存資料により実施し、必要に応じて専門家等からの聴取や現地調査等の方法により情報を収集する。予測は、可能な限り定量的に行う。評価は、位置等に関する複数案が設定されている場合には、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を比較することにより行う。

（３）計画段階配慮事項について関係行政機関等の意見を求める場合の指針

（法第 3 条の 7 第 1 項関係）＜新規追加＞

- 一般及び関係地方公共団体の長に対し環境の保全の見地からの意見を求めることを基本とし、求めない場合は理由を明らかにする。また、計画立案に複数の段階がある場合は、段階ごとに意見を求めるよう努める。
- 配慮書の案について意見を求めるよう努める。この場合、まず一般の意見を求め、次に関係地方公共団体の長の意見を求めるよう努める。他方、配慮書について意見を求めるときは、両者同時とする。
- 意見聴取に当たって、一般については 30 日を、関係地方公共団体の長については 60 日をそれぞれ原則とし、適切な期間を確保する。
（配慮書の案の縦覧、一般から意見を求める旨の公告等の具体的な方法については、基本的に方法書以降の手續に同じ。）

（４）第二種事業の判定基準（法第 4 条第 3 項関係）＜一部改正＞

- 判定に当たり考慮すべき「重要な自然環境」の範囲を、以下のとおりとする。
 - ①自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境
 - ②里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境
 - ③水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境
 - ④都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境

(5) 環境影響評価項目等選定指針（法第 11 条第 1 項関係）＜一部改正＞

- 評価項目及び調査・予測・評価の手法の選定に当たって整理する地域特性・事業特性は、計画段階配慮以降の検討経緯を整理した上で、不足するものについて把握することとする。
- 考慮の対象とする環境要素のうち、「騒音」を、「騒音（低い周波数帯（周波数がおおむね 20 ヘルツから 100 ヘルツまで）のものを含む。）及び超低周波音（周波数が 20 ヘルツ以下の音をいう。）」とする。
- 調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集した情報及びその結果を最大限活用することとする。
- 調査・予測の手法の選定に当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努めることとする。
- 評価項目及び調査・予測・評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を開示することに加えて、当該専門家等の所属の属性を開示するよう努めることとする。

(6) 環境保全措置指針（法第 12 条第 1 項関係）＜一部改正＞

- 計画段階配慮書において位置等に関する複数案の比較を行った場合は、環境保全措置の検討に当たって、当該複数案から位置等の決定に至る過程で、どのように環境影響が回避又は低減されているかの検討の内容についても明らかにすることとする。
- 事後調査の項目及び手法の選定、事後調査の終了の判断、並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受ける等により、客観的かつ科学的に行うこととする。

(7) 報告書作成指針（法第 38 条の 2 第 1 項関係）＜新規追加＞

- 最終処分場事業に係る工事が完了した段階で報告書を作成する。その際、当該工事に当たって講じた環境保全措置の効果を確認し、報告書に含めるよう努める。必要に応じて、工事中又は施設の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表する。
- 報告書には、主に以下の事項を記載する。
 - ①事業者の氏名及び住所、対象事業の名称、種類及び規模、並びに対象事業が実施された区域等、対象事業に関する基礎的な情報
 - ②事後調査の項目、手法及び結果
 - ③環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

- ④②の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - ⑤専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の属性を含める。）
 - ⑥報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画、及びその結果を公表する旨
- 工事中に事業主体が他の者へ引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を報告書に記載する。

（８）参考項目・参考手法＜一部改正＞

- 温室効果ガスのうち二酸化炭素について、建設機械の稼働等の影響要因を参考項目に、必要な調査・予測の手法を参考手法にそれぞれ追加する。

3. 今後の予定

公布：平成 24 年 10 月上旬（予定）

施行：平成 25 年 4 月 1 日（予定）